# 国旗及び国歌に関する法律 （平成十一年法律第百二十七号）

#### 第一条（国旗）

国旗は、日章旗とする。

##### ２

日章旗の制式は、別記第一のとおりとする。

#### 第二条（国歌）

国歌は、君が代とする。

##### ２

君が代の歌詞及び楽曲は、別記第二のとおりとする。

# 附　則

この法律は、公布の日から施行する。

##### ２

商船規則（明治三年太政官布告第五十七号）は、廃止する。

##### ３

日章旗の制式については、当分の間、別記第一の規定にかかわらず、寸法の割合について縦を横の十分の七とし、かつ、日章の中心の位置について旗の中心から旗竿ざお  
側に横の長さの百分の一偏した位置とすることができる。